

山口労基発 0925 第1号
令和6年9月25日

関係各位

山口労働局労働基準部長

山口県最低賃金改正にかかる周知について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、山口県最低賃金につきましては、令和6年10月1日から時間額979円
に改正されることとなりました。

今般、ポスター、リーフレット等を作成しましたので送付いたします。

つきましては、会員等への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

担当

山口労働局

労働基準部賃金室

TEL 083-995-0372

